

福県医発第1782号(地)

平成18年 1月 6日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等につきましては、平成17年10月4日付福県医発第1215号(地)をもってお知らせしておりましたが、今般、麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室を通じ連絡がありました。

本通知は、麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について、各都道府県における実施体制・状況等を集計した結果、個別通知による勧奨を行う予定がないと回答した市町村が214におよび、課題が認められたことから、制度改正の趣旨を踏まえ、未接種者への積極的な接種の勧奨を引き続き行うよう、再度、市町村に十分に周知し、高い接種率の確保を図ることを、都道府県行政に対し求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、未接種者への積極的勧奨と予防接種の体制の充実につきまして、市町村等行政と十分連携の上ご対応いただきますよう、協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地Ⅲ 1 7 7)

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨等につきましては、平成 1 7 年 9 月 2 8 日付（地Ⅲ 1 0 0）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされました。

本通知は、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について、各都道府県における実施体制・状況等を集計した結果、個別通知による勧奨を行う予定がないと回答した市町村数が 2 1 4 におよび、課題が認められたことから、制度改正の趣旨を踏まえ、未接種者への積極的な接種の勧奨を引き続き行うよう、再度、市町村に十分に周知し、高い接種率の確保を図ることを、都道府県行政に対し求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会に対し、未接種者への積極的勧奨と予防接種の体制の充実について、市町村行政に働きかけていただきますとともに、十分連携のうえ予防接種に対応されますよう、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発第1222001号
平成17年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

本件については、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成17年9月21日付け健感発第0921001号本職通知）により、未接種者への積極的勧奨の要請をしたところであるが、各都道府県における実施体制・状況等を集計した結果、個別通知による勧奨を行う予定がないと回答した市町村数が214におよび、課題が認められたところである。

ついては、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき市町村長は定期の予防接種を実施する義務を負うこと並びに予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号）による制度改正の趣旨を踏まえ、未接種者への積極的な接種の勧奨を引き続き行うよう、再度、貴管下市町村に十分に周知し、高い接種率の確保を図り、もって同法の適正な施行に努められたい。

なお、接種に当たっては、関係法令を遵守の上、定期の予防接種実施要領（平成17年7月29日付け健発第0729001号厚生労働省健康局長通知）により、十分な予診を行い、遺憾のないように実施されたい。

おって、本通知施行後においても、同法に基づく接種事務の実施が適正に行われず、同法の施行につき公衆衛生上問題があると認められた場合には、関係市町村に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による勧告その他の措置をとる場合もあることを申し添える。

本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

都道府県における麻しん及び風しんワクチン接種の勧奨調査結果(平成17年10月31日現在)

平成17年9月21日付け健感発第0921001号に基づく報告

都道府県名	市町村数 (A)	個別通知による勧奨					各種検診時における勧奨		実施体制の確保等		教育委員会等との連携		HP等の活用	
		(B)		(C)	計	(B/A)	(D)	(D/A)	(E)	(E/A)	(F)	(F/A)	(G)	(G/A)
		実 施	予定有	予定無		実施率	実 施	実施率	実 施	実施率	実 施	実施率	実 施	実施率
47	2,244	1,070	960	214	2,244	90%	2,069	92%	922	41%	1,019	45%	1,717	77%

※ C欄・・個別通知による勧奨を予定している市町村であっても

①実施予定日が記載されていない場合、

②実施予定日を18年3月と記載している場合等については、予定なしとして計上している。